

# 裁判所まで ひとつ跳び

弁護士に依頼  
した事件、ど  
うなるの？

家庭裁判所では、夫婦、親子、相続といった、身近な事柄について調停・審判が行なわれています。今回は、家庭裁判所の利用の手引きをまとめてみました。

## 夫婦



**夫婦関係調整調停(離婚)** ◆★  
離婚そのものだけでなく、子供の親権者、親権者とならない親と子の面接交渉、養育費、財産分与、及び慰謝料といった問題も一緒に話し合うことができます。

**夫婦関係調整調停(別居)** ◆★

夫婦関係が円満でなくなった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いです。

**婚姻費用分担調停** ◆★

別居中の夫婦の間で、生活費(婚姻費用)の分担について話し合います。

**財産分与(養育費・面接交渉・慰謝料)** ◆★

財産分与・養育費・面接交渉・慰謝料については、離婚前は離婚調停の中で話し合うことができますが、離婚後でも個別に調停を申し立てることができます。

## 親権



**子の氏の変更** ◆  
子が、父又は母と氏を異にする場合(例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいとき)には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。通常は1日で変更できます。

**扶養請求** ◆★

扶養を要する者(扶養権利者)から扶養義務者にに対し、扶養権利者の引取扶養や扶養料の支払等を求めるために調停を申し立てることができます。

**親権者変更** ◆★

離婚後、未成年の子の親権者を変更するには、必ず家庭裁判所の調停・審判による必要があります。

**養子縁組** ◆

未成年者を養子とする場合又は後見人が被後見人を養子とする場合は、それぞれ家庭裁判所の許可が必要です。

**親族関係調整** ◆

親族間において、感情的対立や親等の財産の管理に関する紛争等が原因となるなどして親族関係が円満でなくなった場合に、元の円満な親族関係を回復するための話し合いです。

**不在者財産管理人選任** ◆

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者(不在者)に財産管理人がない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

**失踪宣告** ◆

不在者につき、その生死が一定期間明らかでないときは、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

## 相続

**遺産分割** ◆★

遺産分割について、相続人間で話し合いがつかない場合、家庭裁判所の遺産分割調停を利用して、話し合えることができます。

**遺留分減殺請求による遺産分割調停** ◆★

遺留分減殺請求とは、遺留分を侵害された人が、贈与または遺贈を受けた者に対して、相続財産に属する不動産や金銭などの返還を請求することです。遺留分減殺による物件返還請求について、当事者で話し合いがつかない場合は、家庭裁判所の調停手続を利用することができますが、遺留分減殺の意思表示を内容証明郵便等により行っておく必要があります。

**相続放棄(相続の限定承認)** ◆

相続放棄・相続の限定承認をするためには、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所にその旨の申述をすることが必要となります。この期間を延長してもらうこともできます(相続承認・放棄期間の伸長)。

**特別縁故者に対する相続財産分与** ◆

相続人がいない場合、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、家庭裁判所が相当と認めるときは、被相続人の債務を支払うなどして清算した後残った相続財産の全部または一部を与えることができます。

**遺言書の検認** ◆

遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求する必要があります。

## よく利用される手続

### 後見

**後見開始の審判(後見開始の審判)**

**補助開始の審判**

精神上の障害によって判断能力に問題がある者を保護するため、その判断能力の程度によって、本人のために成年後見人・保佐人・補助人を選任する手続です。

成年後見人は、本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができ、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

保佐人には、当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権が与えられ、保佐人または本人は、本人自らが行った重要な法律行為(借財、保証、不動産など重要な財産の売買など)に関しては、取り消すことができます。

補助人には、当事者が申し立てた特定の法律行為について、代理権または同意権(取消権)が与えられます。

# 家庭裁判所 利用の手引き

## 家庭の問題



### 家事手続案内サービス

下記の電話番号に電話すると、音声またはFAXで、審判・調停手続の説明や家庭裁判所の場所・受付時間、申立書の用紙や記載例などの情報を入手することができます。24時間、年中無休です。

横浜家庭裁判所  
045 (881) 6935  
裁判所のホームページ  
<http://www.courts.go.jp/>

## 家庭裁判所



## 家事相談

### 申立費用について

手数料として、600円ないし900円の印紙を申立書に貼る必要があります。また、通信用の郵便切手が若干必要ですが、詳しくは裁判所の窓口で聞いて下さい。

◆印 900円  
♥印 600円

## 申立て

### 申立ての手続を自分ですることばできますか。

申立てをするには、裁判所に解決してほしい事柄や申立てに至る事情等を記載した申立書を提出しなければなりません。家庭裁判所の窓口で定型の申立費用紙が備えてありますので、それを利用すると比較的簡単に作成できます。また、窓口の担当者が記載の仕方について相談のつてくれますので聞いてみましょう。申立てに必要な書類(戸籍謄本など)についても聞いてみるとよいでしょう。

### 審判の申立てをした後はどうなりますか。

事件にもよりますが、家庭裁判所から書面にて一定の事項について照会される場合がありますので、そのような場合には、回答書に記入して返送して下さい。また、申立人や関係者が調査や審問のために呼出を受けることもあります。家事審判官(裁判官)は、当事者から提出された資料や家庭裁判所調査官の調査の結果を資料として、判断(審判)を下します。その判断に不服があるときは2週間以内に不服の申立てをすることにより、高等裁判所で再審理してもらうこともできます。



## 調停

### 調停の申立てをした後はどうなりますか。

申立人、相手方の双方に調停を行う日時、場所等が通知されますので、必ず本人が出頭して下さい。調停では、家事審判官と2人以上の調停委員で構成される調停委員会が、双方から事情を尋ね、意見を聴き、双方が納得の上で解決できるように調整してくれます。双方に紛争解決の合意ができると、その内容が調査に記載され、調停が成立します。調停が不成立となると、★印の事件は、審判手続に移行し、審判が行われて終了することになります。☆印の事件は、調停不成立のまま終了することになりますので、最終的な解決のためには、地方裁判所に訴訟を提起する必要があります。

## 審判

## 調査



## 審判

## 調停成立

### 相手方が、調停で決まった事項を守ってくれません。どうしたらよいですか。

家庭裁判所に申出をすると、家庭裁判所では、履行の状況を調査し、相手

に履行を勧告し、任意に履行するよう援助してくれます。金銭の支払いを内容とする調停又は審判の場合には、地方裁判所に強制執行の申立てを行うことにより、強制的に義務を履行させることもできます。

3 ※◆♥★☆印については、2頁をご参照ください。